

当ニュースレターは、RSM Global の英文ニュースレターの翻訳版です。日本語訳と原文（英文）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。原文は[こちら](#)をご参照ください。

2025 年 3 月 31 日に終了した四半期に発行された文書

2025 年 3 月 31 日終了四半期において、IASB（国際会計基準審議会）より発行された基準はなかった。

発行日	タイトル	発効日
	最終基準は発行されなかった	

2025 年 3 月 31 日終了四半期において、IFRIC（IFRS 解釈指針委員会）は、以下に記載された最終議題決定を発行した。この最終議題決定は、2025 年 1 月の RSM IFRS ニュースレターに記載されており、[こちら](#)で入手可能である。

発行日	タイトル	結論
2025 年 2 月	「評価損益に対する担保差入」契約の変動証拠金担保（変動マージン・コール）に係るキャッシュ・フローの分類（IAS 第 7 号）	基準設定プロジェクトは議題に追加されなかった

2025 年 3 月 31 日終了四半期において、IASB より発行された公開草案はなかった。

発行日	タイトル	発効日
	公開草案は発行されなかった	

ミーティング

当ニュースレターは以下の日程で開催された IASB の会合における議論から生じた主要事項の要約である。

- 2025 年 1 月 28-29 日
- 2025 年 2 月 18-19 日
- 2025 年 3 月 18-20 日

IASB が公表したアップデート全文は[こちら](#)で確認することができる。

リサーチ及び基準設定

排出物価格設定メカニズム（1 月）

IASB は、排出物価格設定メカニズムに関するプロジェクトを、作業計画に追加する決定を次回のアジェンダ協議まで延期した。

企業結合一開示、のれん及び減損（1 月、2 月及び 3 月）

IASB は、公開草案に対する利害関係者のフィードバックを議論し、本プロジェクトの目的及びアプローチを再審議した。

IASB は以下のことを暫定的に決定した。

- 本プロジェクトの目的（「企業が企業結合に関するより有用な情報を合理的なコストで利用者に提供すること」）を維持するが、プロジェクトの段階を反映するために文言を修正する。
- 引き続き以下のことのみを検討することによって、本プロジェクトの目的の達成に対するアプローチを維持する。
 - 一部の企業結合についてのみ、企業結合の業績に関する情報及び企業結合から期待されるシナジーに関する定量的情報を開示することを要求する
 - 公開草案で提案された IFRS 第 3 号「企業結合」における開示要求のその他の修正を進める
 - 経営者の過度の楽観性及びシールドディングの軽減に役立てるとともに、コストと複雑性を低減させるために、IAS 第 36 号「資産の減損」における減損テストのいくつかの的を絞った改善を行う
 - 必要となる可能性のある他の修正を行う（例えば、IFRS 第 3 号及び IAS 第 36 号における経過措置の修正及び IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社」の修正）

IASB は、企業が企業結合の業績及び期待されるシナジーに関する情報を財務諸表に開示することを要求される場合に生じる可能性のある公開草案における概念上の論点に関するコメント提出者の懸念を議論した。

IASB は、公開草案における提案された要件および提案事項について再審議する予定である。

償却原価測定（2月）

IASB は、協議グループからのフィードバック、作成者との会合の計画、暫定的なプロジェクト日程を含むプロジェクト計画を検討した。IASB は、本プロジェクトの範囲に含まれる適用上の論点についての議論を開始する。

資本の特徴を有する金融商品（2月）

IASB は、公開草案で提案した表示及び開示の要求事項に対する考え得る変更を議論し、資本性金融商品の表示及び開示要求の精緻化に焦点を当てた。IASB は、これらの変更に関して利害関係者グループと協議する。

無形資産（2月及び3月）

IASB は、本プロジェクトの初期段階で収集したフィードバック及び証拠の分析、ならびに IASB が本プロジェクトにおいて探求する可能性のあるプロジェクト目的及びトピックの幅広いグループを議論した。IASB は、プロジェクトの方向性を決定する。

IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビュー（3月）

IASB は 2025 年 3 月に会合し、次のことを議論した。

- IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビュー（PIR）の第 1 フェーズからのフィードバック及び情報
- PIR（適用後レビュー）に関連する学術文献のレビュー
- 公開協議（情報要請—RFI）に含める質問

IASB は以下のことを暫定的に決定した。

- IFRS 第 16 号の全体的評価
- リースの識別、リース期間及び借手の会計モデル
- 貸手の会計処理、セール・アンド・リースバック取引及び経過措置
- IFRS 第 16 号の他の IFRS 会計基準書との適用

IASB は、RFI を 2025 年 6 月に発行する予定である。

料金規制対象活動（3月）

IASB は、公表予定の IFRS 会計基準書「規制資産及び規制

負債」（RARL 会計基準書）について、簡素化された開示要件を策定するかどうかを議論した。

IASB は、公開草案「IFRS 第 19 号『公的説明責任のない子会社：開示』の修正」における提案を確認し、IFRS 第 19 号及び公表予定の RARL 会計基準書を適用する企業に、RARL 会計基準書におけるすべての開示要求を適用することを要求することを暫定的に決定した。

IASB は、文案作成プロセスにおいて生じる整理論点について議論する予定である。

キャッシュ・フロー計算書及び関連事項（3月）

IASB は、利害関係者との会合からのフィードバック、各国基準設定主体からのフィードバック、財務諸表の分析を含む初期的なリサーチの発見事項を議論した。

リサーチは、IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の要求事項の考え得る改善に焦点を当てた。主な観察事項は次のとおりである。

- 分類及び集約：キャッシュ・フローの分類、キャッシュ・フロー情報の集約及び分解、並びにキャッシュ・フロー指標に関する利害関係者の論点は、同様の解決策を共有する可能性があり、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」の要求事項を基礎とする可能性がある
- 非資金取引：非資金取引に関する情報の改善は利用者にとっての優先事項であり、表示または開示を強化する多様なアプローチがある
- 営業キャッシュ・フロー：直接法または間接法を用いた営業キャッシュ・フローの表示についての変更は、大半の利害関係者にとって優先事項ではない
- 金融機関：金融機関のキャッシュ・フロー計算書は、限定的な有用な情報を提供する。IASB は、要求事項のいくつかの適用可能性について決定する際に、コスト及び便益を考慮する

IASB は、初期的なリサーチの発見事項についての議論及び諮問グループからの追加的なフィードバックに基づき、プロジェクト計画について議論する予定である。

維持管理及び一貫した適用

一貫した適用活動（1月）

IASB は、2024 年 11 月の IFRS 解釈指針委員会の会議からの議題決定を検討し、その会議で議論された他の事項についてのアップデートを受けた。

「評価損益に対する担保差入」契約の変動証拠金担保に係るキャッシュ・フローの分類（IAS 第 7 号）：収集した証拠に基づき、委員会は、当該事項が広範な影響を及ぼさないため、基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを決定した。将来のアジェンダ決定に対して異議は提起されなかった。

引当金一時的を絞った改善（1 月）

IASB は、公開草案の 120 日間のコメント期間の延長を求める利害関係者の要請を検討した。延長は認められず、コメント期限は 2025 年 3 月 12 日のままとした。

IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」の更新（1 月、2 月及び 3 月）

IASB は、公開草案に対するフィードバックを議論し、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」及び交換可能性の欠如に関する提案を維持することを暫定的に決定した。

IASB は以下のことを暫定的に決定した。

- a) 要件を満たす子会社が修正を 2027 年 1 月 1 日（IFRS 第 19 号自体の発効日と同じ）に適用することを認める。
- b) 要件を満たす子会社が修正を早期適用することを認める。
- c) IFRS 第 19 号の付録 C の結果的修正を行う。

IASB は、適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠しており、IFRS 第 19 号の修正の書面投票のプロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと判断した。IASB は、IFRS 第 19 号の修正の書面投票プロセスを開始する。これらの修正は 2025 年後半に発行する予定である。

IFRS 解釈委員会（IFRIC）最新決定概要

以下は、2025 年 3 月 11 日の IFRIC の会議における議論及び決定から生じた主要事項の要約である。3 月の IFRIC アップデートは[こちら](#)で入手可能である。

IASB の検討のための議題決定

他社の債務に対する保証の発行

IFRIC は、2024 年 9 月の IFRIC アップデートで公表された、企業が発行する保証をどのように会計処理するかに関する議題決定に対するフィードバックを検討した。

IFRIC は、当該議題決定に関する議論を最終化し、IFRS 会計基準の原則及び要求事項は、企業が発行する保証の会計処理を決定するための十分な基礎を提供すると結論付け、基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを推奨した。

授業料からの収益の認識（IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」）

IFRIC は、2024 年 9 月の IFRIC アップデートで公表された、教育機関が授業料からの収益を認識する期間に関する議題決定に対するフィードバックを検討した。委員会は、当該議題決定に関する議論を最終化し、教育機関が授業料からの収益を認識する期間の違いは、異なる事実及び状況に起因し、授業料からの収益の会計処理に重大な多様性はないと結論付けた。したがって、要請に記載された事項は広範な影響を及ぼさず、IFRIC は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを推奨した。

気候関連支出からの無形資産の認識（IAS 第 38 号「無形資産」）

IFRIC は、2024 年 11 月の IFRIC アップデートで公表された、企業のカーボン・クレジットの取得及び研究活動と開発活動への支出が IAS 第 38 号の無形資産として認識される要件を満たすかどうかに関する議題決定に対するフィードバックを検討した。委員会は、当該議題決定に関する議論を最終化し、研究活動及び開発活動への支出の会計処理に重大な多様性はなく、要請に記載された事項は広範な影響を及ぼさないと結論付けた。したがって、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを推奨した。

IASB は、2025 年 4 月の会議でこれらの議題決定を検討する。IASB が各議題決定に異議を唱えない場合、それらは 2025 年 4 月に 3 月の IFRIC アップデートの補遺として公表される予定である。

その他の事項

超インフレ表示通貨への換算

委員会は、IASB の超インフレ表示通貨への換算に関するプロジェクトを議論した。委員会メンバーは、公開草案「超インフレ表示通貨への換算」で提案された換算方法の側面に関するフィードバックに対応する可能な進め方について意見を提供した。

IASB は、委員会メンバーの意見及び他の利害関係者からのフィードバックを考慮し、プロジェクトの次のステップを決定する。

進行中の作業

委員会は、2025 年 3 月の会議で議論されなかった未解決の事項の状況についてのアップデートを受けた。

戦略及びガバナンス

IASB は 2025 年 3 月に会合し、第 4 次アジェンダ協議に対するアプローチ及びプロジェクト計画を議論した。IASB は、公開協議の内容に関して利害関係者と協議する計画であり、情報要請 (RFI) を 2025 年第 4 四半期に公表する予定である。

今月の質問

生物資産 (biological assets) 及び果実生成型植物 (bearer plants)

質問

質問は、コーヒー産業においてコーヒー豆を栽培するために使用されるコーヒー植物の会計処理に関するものであった。具体的には、植物自体が生物資産であるかどうか、及びそれらが公正価値で貸借対照表に含まれるべきかどうか、公正価値の変動が損益計算書に計上されるべきかどうかである。

IASB は、評価目的を要求事項から説明に変更することにより、公開草案「マネジメント・コメンタリー」で提案された開示目的を簡素化することを暫定的に決定した。

回答

IAS 第 41 号では、コーヒー豆自体を生物資産として取り扱い、期末に貸借対照表上で公正価値により評価することが求められている。一方で、「果実生成型植物 (bearer plants)」と呼ばれることの多いコーヒー植物については、有形固定資産として IAS 第 16 号に従って会計処理すべきとされている。したがって、コーヒー植物は当初原価で記録し、その後原価または公正価値で測定する。再評価オプションを選択した場合、これらは生物資産とは別に会計処理され、公正価値の変動はその他包括利益に計上される。

ご質問等は下記までお願いいたします
ウェブサイト : rsm.global/japan/audit/contact